

# 令和5年10月からインボイス制度が始まります

## 免税事業者の皆さん、どうするか決まりましたか？

令和5年4月現在  
(青色申告会員用)

これまで消費税の申告をしたことがない事業者の皆さんであっても、インボイス制度が始まると消費税の申告が必要になるかもしれません。インボイス(適格請求書)とは何なのか、ご自分のお仕事にどんな影響があるのかを理解して、必要な対応をすすめてください。

### 1. インボイスとは？

- これまでの請求書や領収書などに「インボイス発行事業者の登録番号」「適用税率」「税率ごとに区分した消費税額等」を書きくわえたものをインボイスといいます\*1。
  - インボイスとは、別の言い方をすれば、売る人が買う人に正しい適用税率や消費税額などを伝えるための請求書や領収書などです。
- ※1 小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業など不特定かつ多数の人に販売などをおこなう事業は、相手先名を省略するなどした簡易インボイス(適格簡易請求書)を発行できます。

領 収 書	
白色商店 御中 ①	青色商店 ②
	登録番号 T 1234567890123
◇年◇月◇日 ③	
牛肉 2 kg ★ ④	5,400 円
割りばし 4 箱 ④	5,500 円
合計 10,000 円	消費税 900 円
10%対象 5,000 円 ⑤	消費税 500 円 ⑥
8%対象 5,000 円 ⑤	消費税 400 円 ⑥
★は軽減税率対象であることを示します	

#### 《インボイスの記載事項》

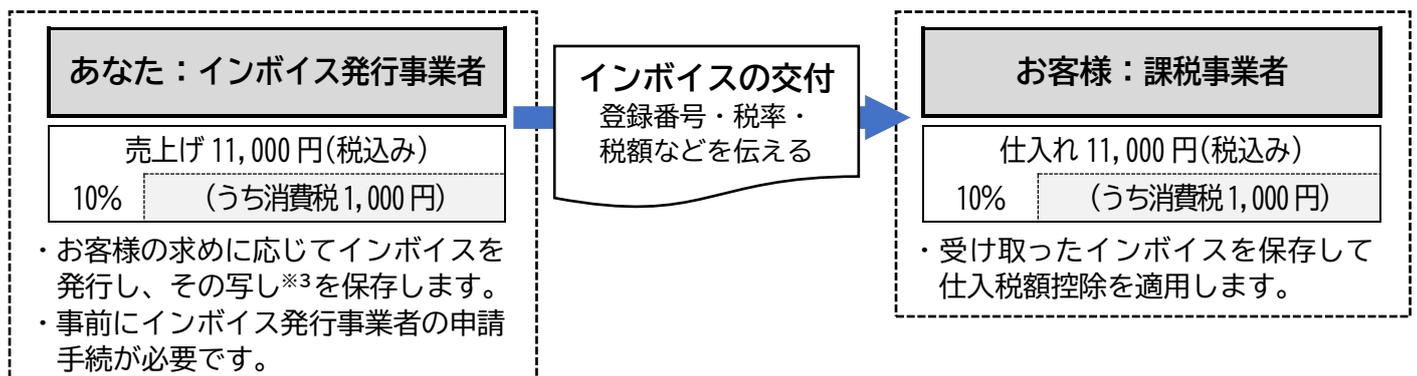
- ① 受領者の氏名または名称
- ② インボイス発行事業者の氏名または名称および登録番号 (Tのあとに13桁の数字)
- ③ 取引年月日
- ④ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨を含む)
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜きまたは税込み)および適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

### 2. 免税事業者のままではインボイスを発行できません！

- インボイスを発行できるのは、登録を受けた課税事業者(インボイス発行事業者)です\*2。
  - 免税事業者のあなたも登録すると課税事業者になるため、消費税の申告が必要になります。
- ※2 申請した事業者には、登録番号などが記載された通知書が税務署から交付されます。請求書や領収書などに登録番号などの事項を記載すればインボイスを発行することができます。

### 3. インボイス発行事業者はインボイスの写しの保存が必要です！

- インボイス発行事業者には、交付したインボイスの写し\*3を保存する義務があります。
- ※3 写しとは、交付した書類そのものの複写に限らず、例えば、レジのジャーナルや複数のインボイスの記載事項に係る一覧表、明細表なども含まれます。



## 4. インボイスがないと消費税の納税額が増えることがあります！

- インボイスの保存がないと仕入れや経費の消費税額を差し引くこと（仕入税額控除）ができません（4 ページ「一般課税による税額計算」参照）。
- 仕入税額控除ができないと、そのぶん消費税負担が増える※4 ことになります。

※4 免税事業者などとの取引や事務負担を考慮して、インボイスの保存がなくても仕入税額控除が受けられる特例が設けられています。この適用には、一定の事項を記載した帳簿などの保存が必要です。ただし、②は前々年（基準期間）の課税売上高が1億円を超える事業者などには適用されません。

仕入れや経費の支払い（税込み）		① 1万円以上	② 1万円未満
適用期間	令和5年10月1日～令和8年9月30日	80%控除可能	100%控除可能
	令和8年10月1日～令和11年9月30日	50%控除可能	

## 5. あなたのお仕事は販売先からインボイスを求められますか？

- 一般消費者や免税事業者は消費税を申告しませんから、インボイスの発行を求められることはなく、これまでの請求書や領収書、レシートなどをわたせば問題ありません。
- ご自分の事業内容や販売先の状況に応じて、あなたはインボイスの発行を求められます。

販売先が一般消費者のとき		インボイスの発行は求められません。
販売先が事業者で	免税事業者のとき	
	簡易課税を適用する課税事業者のとき	
	一般課税を適用する課税事業者のとき	インボイスの発行を求められます。

## 6. インボイス発行事業者になりますか？ ～ メリットとデメリット ～

- インボイス発行事業者になる ➡ 登録申請が必要です。
  - (○) 販売先の課税事業者との間の取引を継続できる可能性が高くなります。
  - (×) 消費税の記帳、申告、納税などが必要になります。
  - (×) 取引価格に消費税を転嫁できないと利益が減少します。
- 免税事業者のままいる ➡ インボイスを発行できません。
  - (○) これまでどおり、消費税の記帳、申告、納税は必要ありません。
  - (×) 販売先の課税事業者との間の取引機会を失う可能性があります。
  - (×) 販売先の課税事業者から取引条件の見直しの申し入れがあるかもしれません。



## 7. あなたの消費税の納税額はどれくらいか？

- 所得税の納税額がゼロでも、多くの場合は消費税の納税額が発生します。
- あなたのお仕事でどのくらいの消費税負担が発生するか、目安を把握してください※5。
  - ※5 4 ページの納税額試算表を参考にしてください。消費税の基本的なしくみや税額計算の方法は、国税庁のホームページまたは最寄りの税務署でご確認ください。

## 8. 免税事業者の登録申請手続 ～ 申請は事業者の判断です ～

- 令和5年9月30日までに税務署に申請すれば、インボイス制度が始まる令和5年10月1日付で登録を受けることができます※6。
- 令和5年10月2日から令和11年12月31日の間に登録を希望する場合は、申請書に記載した登録希望日（提出日から15日以後の日）から登録を受けることができます※6。
  - ※6 経過措置により課税事業者を選択する届出書を提出する必要はなく、登録を受けた日から課税事業者になります。また、登録を受けた年に簡易課税を選択する届出書を提出すれば、その年から簡易課税を選択することができます。

## 9. 登録申請をおこなったら準備すること

### (1) 消費税のしくみを理解してください ~ これまでの記帳がもとになります ~

- 消費税の納税額を正しく計算するには記帳が基本になりますが、これまでの記帳をもとに消費税についての情報を記入する※7 ことになります。

※7 2割特例や簡易課税を選択すれば(4ページ参照)、仕入れや経費について消費税の情報を帳簿に記入する必要がなくなります。

- 青色申告会では、消費税の基本から記帳・決算・申告までの研修会や個別相談会を開催しますので、積極的にご参加ください。

### (2) 記帳の合理化を検討してください ~ 会計ソフトを活用しましょう ~

- これまでの記帳にくわえて、消費税の記帳と集計を手書きでおこなうと誤りがおこりやすいものです。パソコン会計であれば、ソフトが集計しますから計算ミスはおこりません。パソコン会計ソフトによる記帳をお勧めします。

- 青色申告会の会計ソフト「ブルーリターンA」は、青色申告決算書、所得税・消費税の確定申告書や付表を作成し、e-Tax(イータックス)による申告もできるソフトです。青色申告特別控除65万円の適用要件のひとつである優良な電子帳簿保存にも対応しています。



### (3) インボイスが発行できる準備をしてください

- 発行したインボイスの写しの保存が必要です。軽減税率・インボイス対応レジスターを使う場合は、一日の取引を集計したジャーナルで認められます。
- 手書きの領収書の場合は、カーボン複写タイプを使うとよいでしょう。すでにインボイス様式の領収書などが文具メーカーから発売されています。
- 登録番号のゴム印を用意するなど準備をすすめてください。

## 10. わからないことがあったら

- 国税庁や公正取引委員会などがインボイス制度についてホームページなどを開設し、相談窓口を設けています。

インボイス制度について、詳しくは国税庁のインボイス制度特設サイト(右のコード)でご確認ください。インボイス制度の案内用や事務用のリーフレット、詳細なパンフレット、よくある質問の回答、インボイス制度の説明動画などが掲載されています。



国税庁への一般的なご質問は24時間利用可能な税務相談チャットボット(人工知能を活用した自動回答システム、右のコード)か、インボイスコールセンター(フリーダイヤル 0120-205-553、9:00~17:00 [土日祝日除く])をご利用ください。



インボイス制度をきっかけとした取引条件の見直し(一方的な取引対価の引下げや取引停止など)が独占禁止法や建設業法などで問題となる場合の考え方や相談窓口を掲載した免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&Aが公正取引委員会ホームページで公表されています(右のコード)。



下請取引に関する相談窓口として、国が開設した下請かけこみ寺(公益財団法人 全国中小企業振興機関協会)があります(右のコード)。電話相談(フリーダイヤル 0120-418-618、9:00~12:00、13:00~17:00 [土日祝日除く])、オンライン相談、対面相談が無料で受けられます。



## 《 2 割特例と簡易課税の納税額試算表 》

免税事業者がインボイス発行事業者になったときは、令和 5 年 10～12 月分から令和 8 年分までの計 4 回の申告で、納税額を売上税額の 2 割に軽減する特例を選択できます。消費税は所得税とことなり延納制度がありません。納付が遅れると延滞税が発生しますので、納税の事前準備をしてください。

(注) 2 割特例の適用に事前の届出は必要ありません。申告を予定していた一般課税または簡易課税の税額と比較したうえで、申告時に適用を選択できます。ただし、前々年(基準期間)の課税売上高が 1,000 万円を超える場合などには適用されません。

試算は、税込課税売上高 すべてが一つの税率・事業区分を想定		2 割特例 すべての事業者	簡易課税 事業区分(みなし仕入率)					
			第一種 (90%)	第二種 (80%)	第三種 (70%)	第四種 (60%)	第五種 (50%)	第六種 (40%)
税込課税売上高	税率	納税額 [各欄の上段は標準税率 10%、下段は軽減税率 8%での試算] (単位:円)						
300 万円	10%	54,400	27,100	54,400	81,700	108,900	136,200	163,500
	8%	44,300	22,100	44,300	66,500	88,800	—	—
400 万円	10%	72,600	36,200	72,600	108,900	145,300	181,700	218,000
	8%	59,200	29,600	59,200	88,800	118,400	—	—
500 万円	10%	90,800	45,300	90,800	136,200	181,700	227,100	272,600
	8%	73,900	36,900	73,900	111,000	148,000	—	—
600 万円	10%	108,900	54,400	108,900	163,500	218,000	272,600	327,100
	8%	88,800	44,300	88,800	133,200	177,600	—	—
700 万円	10%	127,100	63,500	127,100	190,700	254,400	318,000	381,600
	8%	103,500	51,700	103,500	155,500	207,300	—	—
800 万円	10%	145,300	72,600	145,300	218,000	290,700	363,500	436,200
	8%	118,400	59,200	118,400	177,600	236,900	—	—
900 万円	10%	163,500	81,700	163,500	245,300	327,100	408,900	490,700
	8%	133,200	66,500	133,200	199,800	266,500	—	—
1,000 万円	10%	181,700	90,800	181,700	272,600	363,500	454,400	545,300
	8%	148,000	73,900	148,000	222,100	296,200	—	—

## 《 消費税額計算の基本的な考え方 》

① 一般課税による税額計算 → インボイスの保存が必要です。

【仕入控除税額】(実額)

$$\boxed{\text{売上げの消費税額}} - \boxed{\text{仕入れや経費の消費税額}} = \boxed{\text{納付税額}}$$

(注) 売上げの消費税額より仕入控除税額が大きいときは還付になります。

② 簡易課税による税額計算 → インボイスの保存は必要ありません。

【仕入控除税額】(概算)

$$\boxed{\text{売上げの消費税額}} - \boxed{\text{売上げの消費税額}} \times \boxed{\text{みなし仕入率}} = \boxed{\text{納付税額}}$$

(注) 簡易課税を選択するには、あらかじめ税務署に届出が必要です。簡易課税は一般課税とくらべて事務負担が軽減されますが、税負担も含めて検討することが大切です。設備投資などがない平年ベースで一般課税と簡易課税の納税額を試算し、比較してください。

事業区分(みなし仕入率)	主な事業内容
第一種事業(90%)	卸売業
第二種事業(80%)	小売業、農業・林業・漁業のうち飲食料品の譲渡に係る事業
第三種事業(70%)	農業・林業・漁業(第二種に該当する部分を除く)、鉱業、建設業、製造業(製造小売業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業および水道業
第四種事業(60%)	飲食店業、加工賃を受け取り役務を提供する事業、事業者の固定資産譲渡など(第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、第六種事業以外の事業)
第五種事業(50%)	運輸業、通信業、金融業、保険業、サービス業(飲食店業を除く)
第六種事業(40%)	不動産業

(注) 事業区分は、いわゆる業種ではありません。取引ごとに事業区分を判定します。